

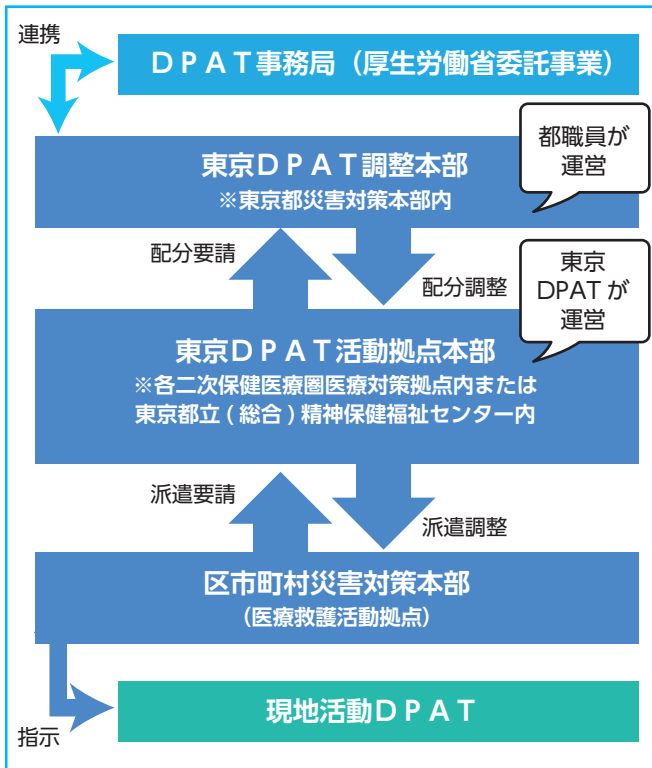
東京 DPAT の概要

◆東京 DPAT 登録機関 (令和3年3月時点)

協定等締結医療機関：30 病院

東京都立 (総合) 精神保健福祉センター：3 所

◆指揮命令系統図



※東京 DPAT 活動拠点本部設置場所

<急性期まで> 各二次保健医療圏の医療対策拠点

<亜急性期以降> 都立 (総合) 精神保健福祉センター

◆東京 DPAT の派遣を依頼する方法

各区市町村災害対策本部 (医療救護活動拠点) が、当該区市町村内の派遣ニーズを集約

⇒東京 DPAT 活動拠点本部に派遣を要請

◆参考資料

- 東京 DPAT マニュアル
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/dpat/dpat.html>
- リフレット「災害時のこころのケア」、
「災害時のこころのケアの手引き」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/joho/rifuretto.html>

東京都立 (総合) 精神保健福祉センター

※亜急性期以降に東京 DPAT 活動拠点本部を設置

◎東京都立中部総合精神保健福祉センター

〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7

代表電話：03-3302-7575

担当地域：港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、
世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区

◎東京都立精神保健福祉センター

〒110-0004 台東区下谷 1-1-3

代表電話：03-3844-2210

担当地域：千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、
江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、
足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域

◎東京都立多摩総合精神保健福祉センター

〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3

代表電話：042-376-1111

担当地域：多摩地域全域

東京 T O K Y O



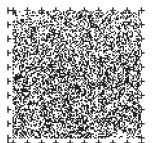
DPAT

Disaster Psychiatric Assistance Team

東京 DPAT とは

～東京都災害派遣精神医療チーム～

- 都内大規模災害時等の緊急時に、発災直後から活動する災害派遣精神医療チームです
- 東京都と協定等を締結した病院または東京都立の精神保健福祉センターが組織します
- 精神科医、看護師、業務調整員などが1チーム4人を標準として活動します
- 東京都が指定する専門的な研修等を受けた者で構成されています
- 指揮命令系統に基づき活動拠点や被災現場で活動します



東京 DPAT の活動

- ・調整本部の指揮のもとに活動拠点本部を運営し、被災現地では概ね以下の活動を実施（例示）
- ・精神医療や地域精神保健活動を行う被災地の支援者を支え、応急の専門的な支援を行う→通常の地域体制へ円滑に引き継ぐ



時間軸

| | フェーズ 0 | フェーズ 1 | フェーズ 2 | フェーズ 3 | フェーズ 4 |
|----------------------|--|-----------|--------------|---|-------------|
| 医療救護フェーズ | 発災から 6 時間 | 6 ~ 72 時間 | 72 時間 ~ 1 週間 | 1 週間 ~ 1 か月 | 1 か月 ~ 3 か月 |
| | 発災直後 | 超急性期 | 急性期 | 亜急性期 | 慢性期 |
| DPAT 活動 医療救護と保健活動 | 【医療救護】 被災精神科医療機関の機能補完 ・被災精神科病院の患者搬送等の支援 ・急性増悪者等への対応 ・医療救護チーム等との連携 | | | →通常の医療体制へ 【保健活動】 以下の活動に関する専門的助言等 地域精神保健活動 ・避難所での精神保健相談 ・仮設住宅等へのアウトリーチ活動 ・普及啓発、各種健康教育活動 等 支援者支援 ・支援者への技術支援 ・支援者ストレスについての啓発 等 | |

復興支援（通常の体制へ）

被災した精神科病院等の支援

- ・都内精神科病院の被災状況等の情報収集
- ・入院患者の転院・搬送支援等
(入院患者のアセスメント、情報整理、搬送先・搬送手段調整 等)
- ・外来診療支援（災害救助法に基づく医療）

地域でのこころのケア

区市町村・保健所、地元医療機関等と連携して地域でのこころのケアを支援

- ・精神的不調を予防する健康教育と精神保健に関する普及啓発
(地域の支援者らと協働しストレス反応や対処法等の基本情報をリーフレット等で提供)
- ・心身に不調を来した被災住民への精神保健医療相談
- ・在宅等の精神障害者や家族等に対する専門的支援

避難所等でのこころのケア

- ・急性増悪者への対応（必要時は入院支援を行う）
- ・急性ストレス反応を呈した者への対応（地域医療機関が復旧するまでの診察・処方等）
※DPATの診察・処方は応急対応であり、復旧した際には地域の医療機関につなぎます。
- ・服薬中断防止のための必要最小限の診療・処方

支援者へのこころのケア

- ・専門的技術支援（助言等）
- ・支援者へのメンタルヘルス支援
(相談、助言、研修会等)

※支援者の例：行政、教育機関、医療機関等